

個別規程 IIJ GIO コンテンツアクセラレーションサービス

令和 7 年 12 月 1 日現在
株式会社インターネットイニシアティブ

第 1 条(最低利用期間)

IIJ GIO コンテンツアクセラレーションサービスに係る IIJ インターネットサービス契約(以下「IIJ GIO コンテンツアクセラレーションサービス契約」といいます。)においては、最低利用期間はありません。

第 2 条(契約の単位)

当社は、IIJ GIO コンテンツアクセラレーションサービスの場合にあっては、一の完全修飾ドメイン名(FQDN/Fully Qualified Domain Name)毎に一の IIJ GIO コンテンツアクセラレーションサービス契約を締結します。

第 3 条(利用資格)

HTTPS による通信をするには、当社が提供する「IIJ サーバ証明書管理サービス」(品目区分を I とするもののうち品目を iTrust SSL/TLS サーバー証明書 for クラウド、企業認証 SSL、企業認証 SSL／ワイルドカードオプション付き、クイック認証 SSL 若しくはクイック認証 SSL／ワイルドカードオプション付きとするもの、品目区分を II とするもの又は品目区分を III とするものに限ります。)の契約者である必要があります。

2 DDoS プロテクション連携オプションを利用するには、品目をタイプ V とする IIJ DDoS プロテクションサービス(以下この個別規程において、「DDoS プロテクション連携オプション指定サービス」といいます。)の契約者である必要があります。

第 4 条(利用条件)

契約者は IIJ GIO コンテンツアクセラレーションサービスを利用するにあたり、次の事項を行っていただく必要があります。

- (1) 配信コンテンツを設置するための設備の用意
- (2) 契約者が指定する独自ドメイン名を使用する場合には、ドメイン名(当社が定める範囲のもの)の取得、又は、当社が提供するサービスを利用してドメイン名を取得する場合においては当該サービスで定める必要な手続き

(3) 前号のドメイン名のインターネット上で運用されている DNS サーバへの登録

2 前項に定める事項を契約者が行っていただけない場合には、IIJ GIO コンテンツアクセラレーションサービスを提供することができないことがあり、当社は、当該提供できることについて債務不履行責任を負いません。

3 契約者は、IIJ GIO コンテンツアクセラレーションサービスを利用することにより、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(平成 13 年法律第 137 号)、不正競争防止法(平成 5 年法律第 47 号)その他関係諸法規の適用客体となる可能性があることにあらかじめ同意するものとします。

4 契約者は、IIJ GIO コンテンツアクセラレーションサービスの利用の対象となる著作物が、当該サービスを用いて公衆送信等の利用が行われることについて、原権利者その他の権利者の許諾を得ていることを、当社に対して保証するものとします。また、当該許諾について当該原権利者その他の権利者と当社との間に紛争が発生した場合、契約者の費用と責任においてかかる紛争を処理するものとします。

第 5 条(オプションサービス)

当社は、当社所定の申込書により当社に対し申込があった場合において、オプションサービスを提供します。

2 IIJ GIO コン텐ツアクセラレーションサービスには、次のオプションサービスがあります。

(1) DDoS プロテクション連携オプション

DDoS プロテクション連携オプション指定サービスの契約者に対し、当該サービスとの連携機能を提供するオプションサービスであって、当社が別途定める仕様に基づき提供するもの

3 DDoS プロテクション連携オプションの利用における最低利用期間はありません。

4 契約者が当社所定の解約申込書でオプションサービスの利用の停止に係る通知をした場合、当該通知が当社に到達した日又は契約者が当該通知において解除の効力が生じる日として指定した日のいずれか遅い日に、利用の停止の効力が生じるものとします。

第 6 条(品質保証)

IIJ GIO コン텐ツアクセラレーションサービスにおいては、次の事項について品質を保証するものとし、その保証基準は別紙 1 の定めによるものとします。

(1) 稼働率

2 前項の規定は、契約者が一般規程又はこの個別規程に定める契約者の義務に違反した場合及び前項の保証に対する違背が当社の責に帰すべき事由によるものではないときは、適用しません。

第 7 条(解除の効力が生ずる日)

IIJ GIO コンテンツアクセラレーションサービスにおいて、契約者が当社所定の解約申込書で通知をした場合、当該通知が当社に到達した日又は契約者が当該通知において解除の効力が生じる日として指定した日のいずれか遅い日に、当該契約の解除の効力が生じるものとします。

2 前項にかかわらず、DDoS プロテクション連携オプションの利用の解除にあっては、当該 DDoS プロテクションに対応する DDoS プロテクション指定サービスが既に解除されている又は同時に解除する必要があります。

第 8 条(料金)

契約者が、IIJ GIO コンテンツアクセラレーションサービスの利用に関して支払うべき料金の額は、別紙 2 のとおりとします。この場合において、初期費用の支払義務は IIJ GIO コンテンツアクセラレーションサービスの申込を当社が承諾した時点で、月額費用の支払義務は課金開始日に、一時費用の支払義務は当該一時費用の発生に係る契約内容変更の申込を当社が承諾した時点又は当社における申込の承諾を要しない事項に係るものにおいては当該一時費用の発生原因となる事実が発生した時点で、それぞれ発生するものとします。

第 9 条(料金の減額)

IIJ GIO コン텐ツアクセラレーションサービスにおいて第 6 条(品質保証)に定める品質保証の違背が発生した場合、当社は、別紙 3 に定めるところにより、IIJ GIO コン텐ツアクセラレーションサービスの料金の減額を行うものとします。ただし、契約者が、当該品質保証の違背が発生した月の翌月 15 日までに当該請求をしなかったときは、契約者はその権利を失うものとします。

第 10 条(保証の限定)

IIJ GIO コン텐ツアクセラレーションサービスは、本個別規程において明示的に規定されている場合を除き、以下の事項を保証するものではありません。

- (1) IIJ GIO コン텐ツアクセラレーションサービスが常に可用であること
- (2) 契約者が当社のコンテンツ配信サーバに設置したデータが滅失又は毀損しないこと
- (3) コンテンツ配信機能、性能又はコンテンツ配信速度が低下しないこと
- (4) 契約者の配信に関する帯域、同時接続数に対する特定の数値

- (5) IIJ GIO コンテンツアクセラレーションサービスが、契約者の配信コンテンツを設置するための設備と同じ動作をすること

第 11 条(機能の制限)

契約者が、一般規程第 19 条(禁止事項)に係る行為を行った場合、契約者の IIJ GIO コンテンツアクセラレーションサービスの利用に関し第三者から当社に対し苦情の申し出その他の請求等が為されかつ当社が必要と認めた場合、又はその他の理由により IIJ GIO コンテンツアクセラレーションサービスの運営に支障をきたすおそれが あると当社が判断した場合は、当社は、次の事項のいずれか又はこれらを組み合わせた措置を行う場合があります。

- (1) 一般規程第 25 条(利用の停止等)に基づくサービスの提供の停止等
- (2) 当該契約者に対する苦情等の解消のための第三者との協議要求
- (3) 当該契約者に対する当社のサーバに設置したデータの削除要求
- (4) 当該契約者に対し何ら通知を行うことなく、当社のサーバに設置したデータの全部若しくは一部の当社による削除、又は当社が第三者の閲覧できない状態に置くこと

2 前項に定める事項のほか、IIJ GIO コンテンツアクセラレーションサービスの運用、維持に支障をきたすおそれが生じた場合、当社は、契約者に何ら通知を行うことなく当社のコンテンツ配信サーバへのアクセスを制限する場合があります。

3 当社は、IIJ GIO コンテンツアクセラレーションサービスの安定した運用を目的として、当社の定めるところにより、セッション数及びトラフィック及び特定のアクセス元からの通信に関して制限を加えることができるものとします。

第 12 条(当社の責任の制限)

当社は、前条(機能の制限)の規定に基づき契約者が IIJ GIO コンテンツアクセラレーションサービスを利用して行う情報発信を制限した場合でも、契約者又は第三者に発生した損害について一切の責任を負わないものとします。

2 当社は、IIJ GIO コンテンツアクセラレーションサービスを利用して契約者が行う一切の行為に対して責任を負わないものとします。また、これら契約者の行為に係る契約者と第三者との紛争に関しては、契約者が自己の費用と責任において解決するものとし、当社はこれに関与する義務を負わないものとします。

附則

平成 25 年 4 月 1 日施行

この契約約款は、平成 25 年 4 月 1 日から実施します。

平成 25 年 5 月 1 日変更

この契約約款は、平成 25 年 5 月 1 日から実施します。

平成 25 年 7 月 1 日変更

この契約約款は、平成 25 年 7 月 1 日から実施します。

平成 25 年 8 月 1 日変更

この契約約款は、平成 25 年 8 月 1 日から実施します。

平成 26 年 10 月 1 日変更

この契約約款は、平成 26 年 10 月 1 日から実施します。

平成 26 年 11 月 1 日変更

この契約約款は、平成 26 年 11 月 1 日から実施します。

平成 27 年 12 月 1 日変更

この契約約款は、平成 27 年 12 月 1 日から実施します。

平成 28 年 1 月 1 日変更

この契約約款は、平成 28 年 1 月 1 日から実施します。

平成 28 年 12 月 1 日変更

この契約約款は、平成 28 年 12 月 1 日から実施します。

令和 2 年 2 月 1 日変更

この契約約款は、令和 2 年 2 月 1 日から実施します。

令和 3 年 3 月 1 日変更

この契約約款は、令和 3 年 3 月 1 日から実施します。

令和 3 年 9 月 1 日変更

この契約約款は、令和 3 年 9 月 1 日から実施します。

令和 3 年 12 月 1 日変更

この契約約款は、令和 3 年 12 月 1 日から実施します。

令和 6 年 8 月 1 日変更

この契約約款は、令和 6 年 8 月 1 日から実施します。

令和 7 年 2 月 13 日変更

この契約約款は、令和 7 年 2 月 13 日から実施します。

令和 7 年 12 月 1 日変更

この契約約款は、令和 7 年 12 月 1 日から実施します。

別紙 1 IIJ GIO コンテンツアクセラレーションサービスにおける品質保証 [第 6 条関係]

(1) 保証基準

契約者が指定する配信コンテンツを、当社の定める特定の方式により、インターネットを通じて公衆からの配信要求に応じて配信する機能の稼働率が 99.9%以上であること。ただし、当社が契約者に対し、一般規程 第 24 条(利用の中止)第 2 項に定める IIJ インターネットサービスの提供の中止を通知した 場合を除きます。

別紙 2 IIJGIO コン텐ツアクセラレーションサービスにおける料金等 [第 8 条関係]

1 初期費用

(1) 基本サービス

細目	料金
初期費用	0 円

(2) オプションサービス

オプションサービス名称	料金
DDoS プロテクション連携オプション	0 円

2 月額費用

(1) 基本サービス

細目	料金
データ転送料(HTTP)	1 ギガバイトあたり、当社が別途契約者に示す金額
データ転送料(HTTPS)	1 ギガバイトあたり、当社が別途契約者に示す金額

備考

(1)契約者の月間コンテンツ配信転送量に応じた従量課金となります。

(2) オプションサービス

オプションサービス名称	料金

DDoS プロテクション連携オプション	当社が別途契約者に示す金額
---------------------	---------------

別紙 3 料金の減額 [第 9 条関係]

違背が生じた該当の IIJ GIO コンテンツアクセラレーションサービス契約の月額費用の 10 分の 1 を減額するものとする。